

国民年金に係る職権訂正関係

平成20年4月28日
社会保険庁

第三者委員会送付前の社会保険事務所段階における処理促進について

社会保険庁においては、平成20年3月27日の年金記録確認中央第三者委員会の決定を踏まえ、下記の国民年金に係る申立ての場合については、年金記録確認第三者委員会に送付せず、社会保険事務所段階において年金記録の訂正を行うこととし、本日、地方社会保険事務局に通知を発出いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 申立内容に対応する確定申告書（控）がある場合
申立期間全体に対応する当時の確定申告書（控）がある場合であって、当該申告書（控）の社会保険料控除欄に「国民年金」として記載されている金額が実際に必要となる金額と一致しているもの。
2. 申立内容に対応する家計簿がある場合
申立期間を含む1年以上の当時の家計簿がある場合であって、当該家計簿に記載されている金額が実際に必要となる金額と一致しているもの。
3. 申立内容に対応する口座振替記録がある預貯金通帳や金融機関の出金記録がある場合
4. 現年度納付の申立てであって、未納期間が短期間であり、かつ納付を認める積極的な事情がある場合
申立期間が1年以内、かつ1期間の場合であって、申立期間以外の国民年金の加入期間に未納がなく、配偶者が申立期間と同期間の保険料を納付しているなど、当時、申立人が保険料を納付していたと考えられる事情があるもの。

ただし、以下の場合には、上記記録訂正の対象外とする。

- ・ 制度及び記録等により、納付を行うことが困難な状況にあったと確認される申立ての場合
申立期間の全部又は一部が未加入期間である場合、申立人が納付したと主張する時期は、時効により納付することができない時期である場合など
- ・ 平成9年1月以降の納付についての申立ての場合

社会保険事務所段階における記録訂正について（標準報酬等の遡及訂正事案関係）

勤務していた事業所において従業員であった方（事業主や役員でなかった方）については、以下により、年金記録確認第三者委員会に送付することなく、社会保険事務所段階で年金記録の訂正が行われる場合があります。

第1段階：以下の①及び②の条件をともに満たす方については、社会保険事務所段階で年金記録の訂正が行われます。

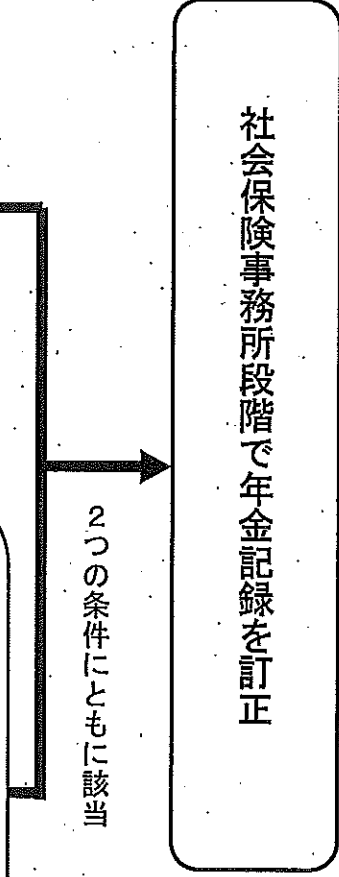
①勤務していた事業所の全喪日以後に、標準報酬月額等の遡及訂正処理が行われていること

※「標準報酬月額等の遡及訂正処理」とは、以下の（1）～（4）の処理のことをいいます。

- （1）遡及して標準報酬月額の記録が訂正されている。
- （2）遡及して資格喪失日の記録が訂正されている。
- （3）遡及して資格喪失日の記録が入力されている。
- （4）全喪日の記録が資格取得日よりも前の日に遡及して訂正されたことに伴い、被保険者記録が取り消されている。

②以下のいずれかにより、ご本人の申立内容（給与実態、勤務実態）が確認できること

（ア）ご本人が保有している右の書類により確認	給与明細書、源泉徴収票、預金通帳の写し、雇用保険受給資格者証、退職証明書 等
（イ）ご本人が（ア）の書類を保有していない場合に、社会保険事務所が右の記録等により確認	雇用保険受給資格者証情報 厚生年金基金の記録 所得関係情報（確定申告書の写し等） 等



○上記の条件に該当しなくても、社会保険事務所段階での記録訂正が行われる場合があります。（→第2段階へ）

○ただし、（ア）事業主から当該遡及訂正についての説明を受け、それに同意していたことが確認できる場合、（イ）事業主からの届出が遅れたために保険者が職権で標準報酬月額を決定したが、事後的にこれが事実と即していないことが判明し、訂正したことが確認できる場合などについては、社会保険事務所段階での記録訂正を行うことができません。（その場合には、第三者委員会へ送付することとなります。）

第2段階：以下の①及び②の条件をともに満たす方については、社会保険事務所
段階で年金記録の訂正が行われます。

①次の3条件すべてに該当していること

- 標準報酬月額引き下げ処理と同日若しくは翌日に資格喪失処理が行われていること
- 5等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられていること
- 6か月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられていること

②社会保険事務所において以下の調査を実施

事業主等への調査

※事業主等に対して、遡及訂正処理が行われた
当時の状況について確認を行います。

社会保険事務所の書類の調査

※滞納処分票や保険料の算定基礎届などの書
類について調査します。

調査の結果、以下のA～Dのいずれかに該当すること

- A 滞納処分票に事実と反する訂正が行われたと推認される記述があること
- B 遡及訂正処理に伴い、随時改定又は定時決定による標準報酬月額の記録が取り消されていること
- C 遡及訂正処理に伴う徴定取消額及び更正減額の合計額（当該事業所の納めるべき保険料の減少額）と遡及訂正処理が行われた時点での滞納額がおおむね一致すること
- D 遡及訂正処理が事実と相違する旨の当時の事業主等の証言があること

（注）B及びCについては、ご本人が勤務していた事業所の全喪日以後に、当該遡及訂正処理が行われている
場合に限ります。

2つの条件にともに該当

社会保険事務所段階で年金記録を訂正

○（ア）上記の条件に該当しない場合、（イ）上記の条件に該当するがこれと相反するような証言がある場合、（ウ）証拠や証言の間に不整合がある場合などについては、第三者委員会へ送付することとなります。

○ただし、上記②の条件のいずれにも該当しない場合であって、当該事案を担当した社会保険事務所職員が特定できる場合には、社会保険事務所段階での記録訂正が行われる場合があります。

（→第3段階へ）

第3段階：特定された社会保険事務所職員、その上司及び同僚に対する調査を行い、その結果、当該遡及訂正処理が事実と反するものである旨の自認又は証言が得られた場合には、社会保険事務所段階での記録訂正が行われます。

遡及訂正事案関係 ①

平成20年12月25日
社会保険庁厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の可能性のある
記録の訂正について

社会保険庁においては、平成20年12月17日の年金記録確認中央第三者委員会の決定（別添1）を踏まえ、下記の厚生年金に係る申立ての場合については、処理の迅速化を図るために、年金記録確認第三者委員会に送付せず、社会保険事務所段階において年金記録の訂正を行うこととし、本日、地方社会保険事務局に通知を発出いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 給与明細書その他により申立内容に対応する給与実態が確認できるにもかかわらず、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（以下「全喪日」という。）以後に、遡及して申立人の標準報酬月額記録が訂正されている場合
2. 雇用保険の記録等により申立期間における勤務実態が確認できるにもかかわらず、当該事業所の全喪日以後に、
 - (1) 遡及して申立人の資格喪失日の記録が訂正されている場合
 - (2) 遡及して申立人の資格喪失日の記録が入力されている場合
 - (3) 全喪日の記録が申立人の資格取得日よりも前の日に遡及して訂正されたことに伴い、申立人の被保険者記録が取り消されている場合

* 別添2「対象事案のイメージ図」参照

ただし、以下のいずれかに該当する場合には、通常の手続に従って、第三者委員会に送付する。

- ・ 申立人が当該法人の役員であった場合
- ・ 上記1又は2のいずれにも該当しない場合
- ・ 上記1又は2に該当するが、標準報酬月額又は資格喪失日の記録の訂正処理や資格喪失日の記録の入力処理等が事実即したものである可能性が確認できる場合

（例）

- ◇ 社会保険庁の原簿等で標準報酬月額又は資格喪失日の記録の訂正処理や資格喪失日の記録の入力処理等の具体的な理由が確認できる場合

- ◇ 処理が事実即したものであることを事業主等が主張している場合
- ◇ 事業主から算定基礎届が提出されず、保険者決定により標準報酬月額に係る定時決定を行ったが、事後的に当該決定が事実即していないことが判明して、遡及訂正したことが確認できる場合 等
- ・ 上記1又は2に該当するが、事業主から遡及して標準報酬月額を引き下げる等の説明を受け、申立人がそれに同意していたことが確認できる場合
- ・ 上記1又は2に該当するが、申立期間の中に上記1又は2に該当しない期間が含まれている場合
- ・ 上記2に該当するが、雇用保険の記録、給与明細書等から定型的に資格喪失日を認定することができない場合

なお、上記1又は2に該当することにより社会保険事務所段階において年金記録の訂正を行った場合、同一事業所に同一時期に勤務していた者の申立てについては、「あっせん事案に係る事業所と同一事業所に同一時期に勤務していた者の年金記録の訂正について」(平成20年9月19日付け庁保険発第0919001号)に準じて対応する。

厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の可能性のある
記録の訂正について

平成 20 年 12 月 17 日
年金記録確認中央第三者委員会

社会保険庁においては、これまでのあっせん事案を踏まえ、下記の厚生年金に係る申立ての場合については、処理の迅速化を図るために、本年 12 月中速やかに、年金記録確認第三者委員会送付前に社会保険事務所段階において年金記録の職権訂正（職権訂正後は、申立を取り下げさせていただくことにより処理）を開始するよう期待する。

記

- (1) 申立人（法人の役員を除く。）の事案が、以下の①又は②に該当する場合（下記（2）③～⑥に該当する場合を除く。）には、第三者委員会に申立てをしていただくものの、同委員会に送付せず、社会保険事務所段階において記録の訂正を行う。
- ① 申立内容に対応する給与実態が確認できるにもかかわらず、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（以下「全喪日」という。）以後に、遡及して申立人の標準報酬月額記録が訂正されている場合
 - ② 雇用保険の記録等により申立期間における勤務実態が確認できるにもかかわらず、当該事業所の全喪日以後に、
 - ア 遡及して申立人の資格喪失日の記録が訂正されている場合
 - イ 遡及して申立人の資格喪失日の記録が入力されている場合
 - ウ 全喪日の記録が申立人の資格取得日よりも前の日に遡及して訂正されたことに伴い、申立人の被保険者記録が取り消されている場合
- (2) 申立人の事案が、以下のいずれかの場合に該当するときには、通常の手続に従って、第三者委員会に送付する。
- ① 申立人が法人の役員である場合
 - ② 上記（1）の①又は②のいずれにも該当しない場合
 - ③ 上記（1）の①又は②に該当するが、以下の例のように標準報酬月額又は資格喪失日の記録の訂正処理や資格喪失日の記録の入力処理が事実即したものである可能性が確認できる場合

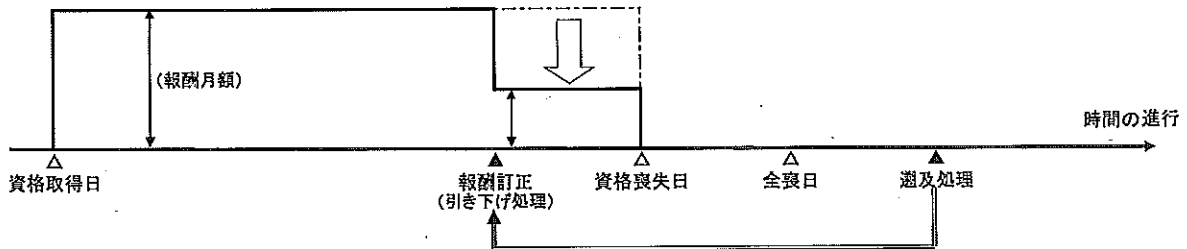
(例)

- ◇ 社会保険庁の原簿等で標準報酬月額又は資格喪失日の記録の訂正処理や資格喪失日の記録の入力処理の具体的な理由が確認できる場合
 - ◇ 処理が事実即したものであることを事業主等が主張している場合
 - ◇ 事業主から算定基礎届が提出されず、保険者決定により標準報酬月額に係る定時決定を行ったが、事後的に当該決定が事実即していないことが判明して、遡及訂正したことが確認できる場合 等
- ④ 上記(1)の①又は②に該当するが、事業主から遡及して標準報酬月額を引き下げる等の説明を受け、申立人がそれに同意していたことが確認できる場合
- ⑤ 上記(1)の①又は②に該当するが、申立期間の中に上記(1)の①又は②に該当しない期間が含まれている場合
- ⑥ 上記(1)の②に該当するが、雇用保険の記録、給与明細書等から定型的に資格喪失日を認定することができない場合

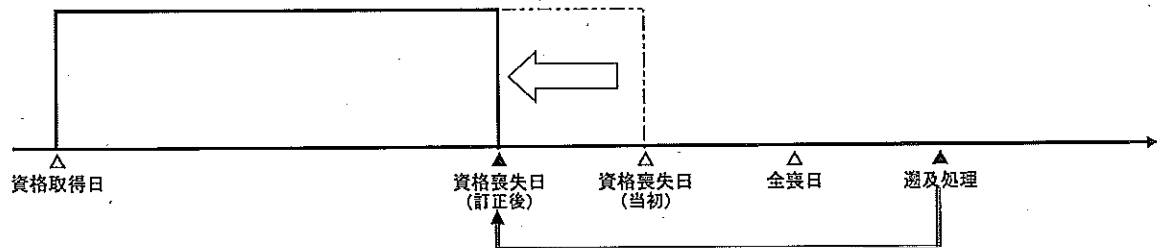
(3) 上記(1)により記録の訂正が行われた場合、同一事業所の同僚の申立てについては、「あっせん事案に係る事業所と同一事業所に同一時期に勤務していた者の年金記録の訂正について」(平成20年9月19日付け庁保険発第0919001号)に準じて対応する。

対象事案のイメージ図

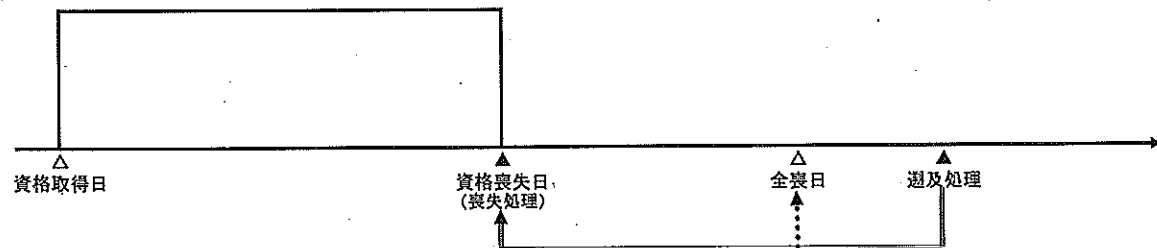
- 1 給与明細書その他により申立内容に対応する給与実態が確認できるにもかかわらず、当該事業所の全喪日以後に、遡及して申立人の標準報酬月額が訂正されている場合



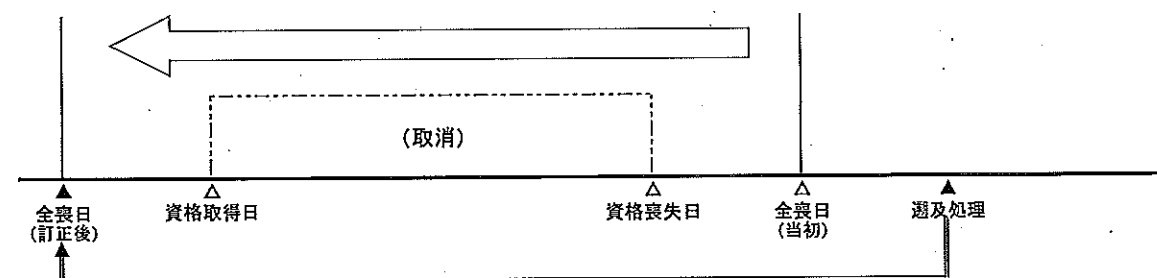
- 2 (1) 雇用保険の記録等により申立期間における勤務実態が確認できるにもかかわらず、当該事業所の全喪日以後に、遡及して申立人の資格喪失日の記録が訂正されている場合



- 2 (2) 雇用保険の記録等により申立期間における勤務実態が確認できるにもかかわらず、当該事業所の全喪日以後に、遡及して申立人の資格喪失日の記録が入力されている場合



- 2 (3) 雇用保険の記録等により申立期間における勤務実態が確認できるにもかかわらず、当該事業所の全喪日以後に、全喪日の記録が申立人の資格取得日より前の日に遡及して訂正されたことに伴い、申立人の被保険者記録が取り消されている場合



遡及訂正事案関係 ②

平成21年 5月 1日
社 会 保 険 庁厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録に係る
社会保険事務所段階での訂正について（戸別訪問の対象者等に係る取扱い）

厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録に係る訂正の申立てについては、昨年12月25日に発出した通知（以下「現通知」という。）により、ご本人が給与明細書等を保管されていたり、雇用保険の記録などにより、給与や勤務の実態が確認できるなど、一定の要件に該当する場合には、処理の迅速化を図るために、年金記録確認第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）に送付することなく、社会保険事務所段階において、その訂正を行っているところです。

社会保険庁においては、本年3月31日に開催された「年金記録問題に関する関係閣僚会議」に報告された「年金記録問題のこれまでの取組と今後の道筋」において、不適正に遡及訂正されている年金記録の訂正については、「給与明細書や雇用保険の記録等がある場合のほかに、事業主への調査や事業所を管轄する社会保険事務所への調査により、事実と反する処理が行われたと認められる場合も、積極的に社会保険事務所段階における記録訂正を行う」こととされたこと等も踏まえ、戸別訪問（昨年10月16日から実施している年金受給者を対象とする約2万件の戸別訪問をいう。以下同じ。）の対象者等に係る年金記録の訂正について、これを更に促進し、当該対象者等の迅速な救済を図るため、今般、現通知における年金記録の訂正に係る基準に該当しない場合においても、下記により、社会保険事務所段階における年金記録の訂正を行うこととし、本日、社会保険事務局に通知を発出しましたので、お知らせいたします。

記

1. 本通知による社会保険事務所段階における年金記録の訂正を行う対象者は、不適正な遡及訂正処理が行われた可能性のある記録を抽出するために用いた下記の3条件（※）のすべてに該当する約6万9千件の記録に係る者（以下「戸別訪問の対象者等」という。）とする。

(※) 不適正な遡及訂正処理が行われた可能性のある記録を抽出するために用いた3条件

- ① 標準報酬月額を引き下げ処理と同日若しくは翌日に資格喪失処理が行われている。
- ② 5等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。
- ③ 6か月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。

2. 本通知により、社会保険事務所段階における年金記録の訂正を行うこととなる場合は、現通知による年金記録の訂正に係る基準に該当する場合のほか、以下のとおりである。

◇ 戸別訪問の対象者等に係る申立てであって、事業主等への調査及び社会保険事務所の書類の調査を行った結果、以下のいずれかに該当する場合であること。

- ① 滞納処分票に事実と反する遡及訂正処理が行われたと推認される記述があること。
- ② 遡及訂正処理に伴い、随時改定（月額変更）又は定時決定（保険者算定の可能性が考えられるものを除く。）による標準報酬月額の記録が取り消されていること。

（注）全喪日以後に、当該遡及訂正処理が行われている場合に限る。

- ③ 遡及訂正処理に伴う徴定取消額及び更正減額の合計額と当該遡及訂正処理が行われた時点での滞納額がおおむね一致すること。

（注1）全喪日以後に、当該遡及訂正処理が行われている場合に限る。

（注2）「おおむね一致する」とは、両者の差が、遡及訂正処理が行われた直近の1か月の当該事業所における保険料の額の範囲内である場合とする。

- ④ 申立てに係る従業員の年金記録の遡及訂正処理について、当該処理が事実と相違する旨の当時の事業主、役員又は社会保険関係の手続きを行っていた従業員（申立人である場合を除く。）の証言があること。

◇ ただし、以下のいずれかに該当する場合には、通常の手続に従って、第三者委員会に送付する。

(1) 申立人が当該法人の役員（事業主を含む。）であった場合

(2) 上記①から④までのいずれにも該当しない場合

(3) 上記①から④までのいずれかに該当するが、これと相反するような証言、物証等があり、当該遡及訂正処理が事実と即したものである可能性が確認できる場合

(4) 上記①から④までのいずれかに該当するが、この①から④に係る証言、物証等の間において、不整合な点がある場合

(5) 上記①から④までのいずれかに該当するが、事業主から遡及して標準報酬月額を引き下げる等の説明を受け、申立人がそれに同意していたことが確認できる場合

- (6) 上記①から④までのいずれかに該当するが、申立期間の中に現通知又は上記①から④までのいずれによっても社会保険事務所段階における年金記録の訂正を行うことができない期間が含まれている場合
- (7) 上記①から④までのいずれかに該当するが、資格喪失日の遡及処理が事実と反して行われていると推認される場合であって、正しい資格喪失日を定型的に認定することができない場合

3. 現通知又は上記2のいずれによっても社会保険事務所段階における年金記録の訂正を行うことができない場合については、通常の手続に従って、第三者委員会に送付する。

なお、その場合にあっても、上記2(2)又は(6)に該当する場合(当時の事業主、役員又は社会保険関係の手続きを行っていた従業員から、当該遡及訂正処理が事実と即したものである旨の証言がある場合を除く。)であって、当該事案を担当した社会保険事務所職員が具体的に特定できる場合や、事業主等への調査若しくは社会保険事務所の書類の調査の過程において、当該事案を担当した社会保険事務所職員が特定できるような証言、物証等が得られた場合には、原則として、当該社会保険事務所を管轄する社会保険事務局により当該担当職員並びにその上司及び同僚に対する調査を行うこととする。

(注) 上記2(6)に該当する場合においては、現通知又は上記2のいずれによっても、社会保険事務所段階における年金記録の訂正を行うことができない期間に係る事案について、当該調査を行うものとする。

当該調査の結果、当該担当職員から、当該遡及訂正処理が事実と反するものである旨の自認が得られた場合、又は当該担当職員の上司若しくは同僚から、当該遡及訂正処理が事実と反するものである旨の証言が得られた場合には、社会保険事務所段階において年金記録の訂正を行うこととする。

(注) 上記にかかわらず、資格喪失日の遡及処理が事実と反して行われていると推認される場合であって、正しい資格喪失日を定型的に認定することができない場合は、社会保険事務所段階において年金記録の訂正は行わないものとする。

なお、本通知により社会保険事務所段階において年金記録の訂正を行った場合、同一事業所に同一時期に勤務していた者の申立てについては、「あっせん事案に係る事業所と同一事業所に同一時期に勤務していた者の年金記録の訂正について」(平成20年9月19日付け庁保発第0919001号)に準じて対応する。

同僚事案関係

庁保険発第 0919001 号
平成 20 年 9 月 19 日

地方社会保険事務局長 殿

社会保険庁運営部年金保険課長
(公印省略)

あっせん事案に係る事業所と同一事業所に同一時期
に勤務していた者の年金記録の訂正について

年金記録確認第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）によりあっせんされた事案のうち、事業所全喪後に遡及した標準報酬月額引下げ又は遡及した資格喪失処理が行われていた事案の申立人と同一事業所に同一時期に勤務していた他の被保険者（以下「申立人の同僚」という。）について、第三者委員会に申立てをしていただいた上で、当該あっせん事案の申立人と同様の遡及訂正処理が行われていることが確認できた場合には、第三者委員会送付前に社会保険事務所段階において年金記録の訂正を行うこととし、その取扱いを下記のとおりとすることとしたので、遺漏のないよう取り扱われたい。

また、これに伴い、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに関する受付等事務手続細則」（平成 19 年 8 月 9 日総務省行政評価局行政相談課長及び社会保険庁運営部年金保険課長決定）の一部を改正することとしているので、追って連絡する。

なお、本通知の内容については、総務省行政評価局行政相談課と協議済みであることを申し添える。

記

1 趣旨

第三者委員会によりあっせんされた事案のうち、事業所全喪後に標準報酬等の遡及訂正処理が行われていたことにつき、合理的な理由が見当たらないと判断された事案については、申立人の同僚を特定した上でお知らせを行い、ご自身の年金記録の確認を求めた上で、正しく記録が訂正されるために必要な対応を行うこととしている。

今般、これらの者について、出来る限り速やかに年金記録の訂正処理につなげるとともに、第三者委員会の事案処理の迅速化を図るため、申立人の同僚と特定される者

について、第三者委員会に申立てをしていただいた上で、あっせん事案の申立人と同様の遡及訂正処理が行われていることが確認できた場合には、遡及訂正処理が行われる前の年金記録に戻すこととし、第三者委員会送付前に社会保険事務所段階において年金記録の訂正を行うこととしたものである。

2 記録訂正対象者

第三者委員会によりあっせんされた事案のうち、事業所全喪後に遡及した標準報酬月額額の引下げが行われている事案及び遡及した資格喪失処理が行われている事案に係る事業所に勤務していた者（法人の役員を除く。）であって、(1)又は(2)のいずれかに該当するものとする（遡及して訂正される前の資格喪失日が確認できないものであって、雇用保険の記録、給与明細書等から定型的に資格喪失日を認定することができないものを除く。）。

(1) 遡及訂正処理年月日が確認できる事案の場合

次のすべての要件に該当するものとする。

- ① あっせん事案の遡及訂正処理年月日と同日（※1）に訂正処理が行われていること。

※1 「遡及訂正処理年月日と同日」について

あっせん事案の遡及訂正処理日と同一の年月日又は前後1営業日以内を対象とする（以下同じ。）。

- ② あっせん事案と同一の遡及訂正処理（※2）（標準報酬訂正・資格喪失日訂正）が行われていること（全喪日が当該者の資格取得日よりも前の日に遡及して訂正されたことに伴い、遡及して資格取得取消とされた者を含む。）。

※2 「同一の遡及訂正処理」について

○標準報酬の遡及訂正の場合

資格取得時報酬、月額変更記録及び算定記録のように訂正された記録が異なる場合、遡及した期間及び訂正処理方法が異なる場合であっても、その処理年月日と同日に訂正処理が行われているのであれば、同一の遡及訂正処理とする。

○資格喪失年月日の遡及訂正の場合

遡及した期間内の資格取得記録が取り消されている場合で、その取消処理年月日が申立人の遡及した資格喪失日訂正の処理年月日と同日に訂正処理が行われているのであれば、同一の遡及訂正処理とする。

- ③ 事業所の全喪年月日以降の日付で遡及訂正処理が行われていること。

(2) 遡及訂正処理日が確認できない事案の場合

あっせん事案が、事業所の全喪年月日が遡及訂正され、その全喪年月日と同日若しくはそれ以前にまで遡及して申立人の資格喪失日が訂正されたと認められるものであって、当該事案と同一の遡及訂正処理が行われているものとする。

(3) 上記(1)又は(2)に該当する事案であって、遡及訂正処理が行われる前の年金記録に戻すことにより訂正処理に問題が生じる場合は、当課に協議すること。

(例) 現在の記録には厚生年金基金加入記録があるが、当該記録を遡及訂正処理が行われる前の年金記録に戻すことにより、基金加入記録が取り消される場合 等

3 記録訂正方法

(1) 記録訂正対象者となる可能性のある者のリストの送付

当課においては、第三者委員会で遡及訂正事案のあっせんがあった場合、記録訂正対象者となる可能性のある者のリストを作成し、記録訂正対象者の住所地を管轄する社会保険事務局に送付する。

(2) 記録訂正対象者へのお知らせ

管轄の社会保険事務所においては、記録訂正対象者となる可能性のある者と面談を行い、現在の記録とともに遡及訂正処理が行われる前の記録についてもご確認いただいた上で、現在の記録が事実と異なるとの申出があった場合には、「年金記録に係る確認申立書」の提出を依頼する（遡及訂正処理が行われる前の記録自体に異議がある場合には、第三者委員会に送付する。）。

(3) 記録訂正

社会保険事務所は、記録訂正対象者となる可能性のある者から提出された「年金記録に係る確認申立書」に基づき、上記2の要件に該当するか否かを確認し、要件に該当することが確認できた場合には、記録の訂正を行う。その際、年金受給権者については、遡及訂正処理が行われる前の記録に年金記録を訂正した後の年金額の試算を行い、本人から年金再裁定申出書の提出を受けて、記録の訂正を行う。

また、記録訂正を行った後、記録訂正対象者あてに訂正後の記録を送付する。

なお、記録訂正対象者となる可能性のある者から提出された「年金記録に係る確認申立書」の内容が、上記2の要件に該当しない場合は、通常の手続により第三者委員会に送付し、あっせんを受けた後に記録訂正を行う。

(4) 申立ての取下げ

社会保険事務所において記録訂正を行った事案に係る第三者委員会への申立てについては、取り下げられたものとして取り扱う。

4 報告

社会保険事務局は、被保険者記録訂正後、記録訂正の結果について週次で当課へ報告する。

当課においては、社会保険事務局からの報告を受けて、第三者委員会へ報告する。

5 その他

第三者委員会によりあっせんされた事案のうち、遡及した資格喪失処理が行われていた事案及び本通知における記録訂正対象者に係る事案について、遡及訂正処理により、配偶者についても第3号被保険者であった期間が第1号被保険者期間に遡及訂正されていることが確認できた場合は、配偶者に対して説明を行った後、当該記録を遡及訂正処理が行われる前の年金記録に戻し、訂正後の記録を配偶者あてに送付すること。

また、配偶者が年金受給権者である場合は、遡及訂正処理が行われる前の記録に年金記録を訂正した後の年金額の試算を行い、配偶者から年金再裁定申出書の提出を受けて、記録の訂正を行うこと。

厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録の社会保険事務所段階における記録訂正の状況等について（平成21年10月30日現在）

1. 社会保険事務所段階における記録訂正の事案数（累計） 580件

* 580件の内訳は、事業所の全喪日以後に、遡及して標準報酬月額記録が訂正されていたものが553件、遡及して資格喪失日の記録が訂正されていたものが46件（重複して該当するものが22件）、遡及して被保険者記録が取り消されていたものが3件。

2. 約2万件の戸別訪問の対象事案の状況

* 社会保険事務所段階における記録訂正は、従業員であった方で「記録が事実と相違あり」かつ「記録訂正の意思あり」と回答された方であることが前提。

→ このような方は、本年3月31日時点で、1,535件

① 社会保険事務所段階における記録訂正が完了しているもの（累計） 495件（注1）

② 従業員であった方の事案であって、年金記録確認第三者委員会への送付が完了しているもの（累計） 917件（注2）

（注1） この495件は、上記1の580件の内数（本年4月以降に戸別訪問を行った事案を3件含む）。

（注2） 上記のほか、事業主又は役員であった方の事案であって、年金記録確認第三者委員会への送付が完了しているもの（累計）：2,025件（本年4月以降に戸別訪問を行った事案を10件含む）

